

第41回香川県環境審議会議事録

令和8年9月8日（火）

日 時	令和8年9月8日（火） 午後3時00分～午後4時00分		
場 所	香川県庁本館12階大会議室		
出席者	香川県環境審議会委員（24名）		
	委員	石 井 泰 子	香川県商工会議所女性会連合会副会長
	委員	一 色 玲 子	香川大学教育学部准教授
	委員	伊 藤 文 紀	香川大学農学部教授
	委員	宇賀神 幸 恵	四国EPO・四国ESDセンター事務局長
	委員	奥 村 栄 朗	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
	委員	小 宅 由 似	香川大学創造工学部講師
	委員	笠 石 裕 子	香川県女性管理職の会会長
	委員	片 山 仁 子	おたがいさま高松代表
	委員	川 南 勉	日本野鳥の会香川県支部長
	委員	久 保 月	株式会社 tao. 代表取締役
	委員	久米川 啓	一般社団法人香川県医師会会長
	委員	小 林 剛	香川大学農学部准教授
	委員	齋 藤 正 人	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長
	委員	寒 川 昌 彦	香川県漁業協同組合連合会常務理事
	委員	末 永 慶 寛	香川大学副学長／創造工学部教授
	委員	寺 尾 徹	香川大学教育学部教授
	委員	寺 林 優	香川大学創造工学部教授
	委員	土 手 美 恵	NPO 法人どんぐりネットワーク理事
	委員	富 山 清 江	香川県各種女性団体協議会会長
	委員	平 尾 智 広	香川大学名誉教授
	委員	藤 田 幸 治	一般社団法人香川県猟友会代表幹事
	委員	増 田 拓 朗	香川大学名誉教授
	委員	道 久 工	香川県森林組合連合会代表理事専務
	委員	森 末 江美子	一般社団法人香川県薬剤師会検査センター課長
	事務局（13名）		
	環境森林部	部長	平池 岳弘
		次長	新池 美早子

	環境政策課 課長 石川 史郎 副課長 石井 晃子 課長補佐 寒川 卓治 カーボンニュートラル推進室 室長 田邊 繁行 室長補佐 中野 良亮 環境管理課 課長 佐藤 敏幸 森林・林業政策課 課長 松尾 直睦 みどり保全課 課長 井上 嘉久 課長補佐 和田 弘美 循環型社会推進課 課長 茂中 浩司 健康福祉部 業務課 副主幹 山西 佐苗
欠席委員	委員 長 田 美 絵 香川県弁護士会副会長 委員 佐 伯 明 浩 香川県市長会会長（観音寺市長） 委員 谷 川 俊 博 香川県町村会会長（宇多津町長） 委員 原 直 行 香川大学副学長／経済学部教授 委員 増 田 涼 子 JA 香川県女性部副部長 委員 宮 脇 典 子 香川県 PTA 連絡協議会監事
議 題	（１） 会長選出等について
報告事項	（１） 香川県環境基本計画等について （２） 部会における審議状況について （３） 今後の審議案件について
配付資料	【資料１】 出席者名簿 【資料２】 座席表 【資料３】 香川県環境審議会委員名簿 【資料４】 香川県環境基本計画等の概要について 【資料５】 部会における審議状況について 【資料６】 香川県環境審議会における今後の審議案件（予定） 【資料７】 環境審議会の概要 部会委員名簿

議事の概要	議題（１）について 委員の互選により増田委員を会長に選出し、会長の指名により、会長代理は末永委員となった。 また、各部会の部会長については、計画部会長は増田会長、生活環境部会長は末永委員、自然環境部会長は伊藤委員、温泉部会長は寺林委員となった。 報告事項について ① 香川県環境基本計画、個別計画及び香川県みどりの基本計画の概要について事務局から説明があった。 ② 第４０回香川県環境審議会以降の部会の開催及び会長が同意した部会の決議について、事務局から報告があった。 ③ 今後の香川県環境審議会での審議予定等について事務局から説明があった。
-------	---

第４１回 香川県環境審議会 議事概要

司会 (石井副課長)	ただ今から、第４１回香川県環境審議会を開催いたします。 なお、当審議会は、平成１２年６月の第１３回香川県環境審議会時の決定事項として原則公開としたことから、本日の議事につきましても公開となります。開会にあたりまして、平池環境森林部長から御挨拶を申し上げます。
平池環境森林部長	(部長あいさつ)
司会 (石井副課長)	本日は、委員改選後、初めての審議会でありますことから、本来ならば、委員の皆様方の御紹介をさせていただくところでありますが、時間の都合上、出席者の皆様に配付させていただいております委員名簿での御紹介に代えさせていただきます。 今回の改選により、石井委員、宇賀神委員、長田委員、小宅委員、笠石委員、増田涼子委員、森末委員の７名に、新たに委員となっていましたので、よろしくお願いいたします。 なお、本日は６名の委員が御欠席となっており、また１名の委員が少し遅れていらっしゃるしまして、現時点で、出席委員は、３０名中２３名となっています。香川県環境審議会条例第７条第２項に定められております「委員の２分の１以上の出席」という開会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます（※のち、２４名出席）。 それでは、会次第３の議題に入ります。 (１)の会長選出等のうち、まず、会長の選出についてお諮りいたします。香川県環境審議会条例第５条第１項の規定により、本審議会の会長は、「委員の互選により定める」こととなっております。いかがいたしましょうか。
土手委員	土手でございます。環境審議会委員としても、会長としても経験が長く、本県の環境行政にも精通しておられます香川大学名誉教授の増田拓朗先生にお願いしてはどうかと思います。
司会 (石井副課長)	いかがでしょうか。 (多くの委員から拍手) 増田拓朗委員を会長に選出するということで、御異議なしと認めます。増田委員よろしいでしょうか。 (増田委員御了解の返事) ありがとうございます。 それでは、増田委員にも御了解をいただきましたので、会長をお願いいたし

増田会長	ます。増田会長、会長席にお移りください。 (増田会長 着席) それでは、増田会長から御挨拶をお願いいたします。 (会長あいさつ)
司会 (石井副課長)	どうもありがとうございました。「香川県環境審議会条例第7条第1項」の規定により、審議会の会議は、会長が議長となると定められておりますので、ここからは、増田会長に議事の進行をお願いいたします。 なお、国全体で行政手続きや事務のデジタル化が推進されており、押印や署名手続きの見直しが進められていることもあり、本日の審議会より、議事録への署名・押印をしない扱いとさせていただきたいと考えております。 本日の議事録につきましては、後日、出席委員の皆様にもメール等にて御確認いただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、増田会長、よろしくお願いいたします。
増田会長	それでは、議事を運営させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、会長代理の指名ですが、「香川県環境審議会条例第5条第3項」によりまして、会長代理は会長が指名することになっておりますので、大変恐縮ですが、私から指名させていただきます。 会長代理は末永委員にお願いしたいと思います。 (末永委員了解) よろしくお願いいたします。 続きまして、各部会の部会長及び委員の指名に移ります。 香川県環境審議会条例第6条第2項及び第3項によりまして、各部会の委員及び部会長は、会長が指名することと定められておりますことから、事務局から名簿を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。 (事務局が名簿を配付) 皆様、お受け取りいただけましたでしょうか。 各部会の委員につきましては、ただ今配付されました名簿のとおりとさせていただきます。 また、各部会の部会長でございますが、生活環境部会長には末永委員、自然環

	境部会長には伊藤委員、温泉部会長には寺林委員にお願いいたします。計画部会の部会長につきましては、審議会の会長が務めることとなっていますので、私が務めさせていただきます。 部会長をはじめ、委員の皆様には、今後それぞれの部会において審議をお願いすることになります。どうぞ、よろしくお願いいたします。 なお、各部会の審議事項は、「【資料 7】環境審議会の概要」にまとめておりますので、御確認をお願いいたします。 それでは会次第 4 の報告事項に移ります。 (1) の「香川県環境基本計画等」について、事務局から説明をお願いいたします。 なお、時間の関係から質問については、説明が終わってからお願いします。それでは事務局お願いします。
新池環境森林部次長	（【資料 4】により「香川県環境基本計画等の概要について」説明）
増田会長	ありがとうございました。 環境基本計画等 4 つの計画について御説明いただきました。 何か御質問がありましたらお願いいたします。
寺林委員	15p の指標 1-2-5「50 歳未満の狩猟免許所持者数」が新たに入っています。5 年後には 45 歳から 49 歳の方が 50 歳以上になりますが、年齢についてはどう考えているか教えてください。
井上みどり保全課長	このまま進むと 50 歳未満の方が減っていくということになりますので、50 歳未満の狩猟免許所持者を増やすために、このような設定としております。
寺林委員	100 人増やすということになっておりますが、45 歳から 49 歳の方が 50 歳以上になれば、全体としては減らないけれども 50 歳未満の方は減ることになります。年代別のデータに基づいて設定されているのでしょうか。
井上課長	当時の検討では、令和 7 年 3 月 31 日現在で、50 歳未満の方が 540 人で全体の約 26% です。これを目標年度の人数に当てはめるところ 50 歳未満の方が 387 人で、自然減で 150 人減っていくということになります。全体の狩猟免許を受験される方のことも勘案して 100 人増やす指標を設定しました。
増田会長	いろいろな分野で同じだと思いますが、高齢化して若手が減るという状況になっていますので、持続的にやっていかなければならないことだと思います。

奥村委員	現状は高齢の方が非常に多い構成で、若い狩猟者を育成していかなければならないことは、本県だけでなく日本中で心配されていることです。狩猟人口を何とか維持していきたいということで、この指標を入れていただいたのですが、5年・10年経ったときに本当に担い手がいるのかというと非常に厳しい状況です。 また、狩猟者はそもそも有害動物の駆除が義務ではありませんので、狩猟免許を取っていただいても、狩猟そのものは趣味の行為であり義務ではありません。イノシシやシカを何とかしたいといっても、今の日本の制度ではできるようになっておらず、お願いしてやっていただいています。専門的にそういったことをやる人、あるいは義務ではないけれども協力してやってくださる方たちをどう組織していくかという司令塔がありません。 動物は増えますが、狩猟者は減っていくことが分かっている状況で、これからどうするかを考えなければなりません。狩猟者を増やすことは大事ですが、それ以上に県として先を見通して、どういう体制を作り、何をやっていかなければならないかを考えていただきたい。
増田会長	猟友会の藤田委員がおられますが、何か一言ありましたら、お願いいたします。
藤田委員	免許を持っている方の中で実際に猟をされない方は半分くらいとなっています。猟友会は若い方の育成に力を入れており、最近は大銃の問題で若い方が狩猟免許を受験するということが増えています。一方、県が所管する狩猟免許は受かりますが、警察が所管する銃砲等の所持許可がなかなか受からないということがあります。香川県は中四国で一番銃砲の免許が取りにくいということもあるので、銃砲等の所持許可を持ち、銃猟をすることができる狩猟者を増やさなくてはいけないと思います。わな猟免許を取得している人が増えていますが、大きいイノシシの止めさしは銃猟でなければ対応できません。また、令和7年度に徳島では、わなの見回り時にイノシシに襲われて二人亡くなるという痛ましい事故も起きているので、そういうことがないようにしていきたいと考えています。 今、猟友会は四つの団体がありますが、一つの団体に統一していきたいと考えておりますので、皆さまの協力を得ながらやっていきたいと思っています。
増田会長	みどり保全課、猟友会、関係者の方々とよく相談しながら進めていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。 ほかに御質問ございませんでしょうか。 特に御質問がないようですので、(2)の「部会における審議状況」について、事務局から御説明をお願いいたします。
石川環境政策	部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとされて

課長	おり、会長がこの同意をしたときは、審議会に報告することと定められておりますことから、前回令和6年9月2日開催の第40回環境審議会以降、会長が同意した案件について、御報告させていただきます。 それでは、【資料5】を御覧ください。 各部会における審議状況について、資料に沿って御説明させていただきます。 （【資料5】により計画部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の審議状況を説明）
増田会長	ありがとうございました。 4つの部会からの御報告をいただきましたが、何か御質問はございますでしょうか。 特に御質問がないようですので、次に、報告の（3）の「今後の審議案件」について、事務局から御説明をお願いします。
石川課長	（【資料6】により「香川県環境審議会における今後の審議案件（予定）」を説明）
増田会長	ありがとうございました。 今後の審議案件について御説明いただきましたが、御質問はございますでしょうか。 それでは、今後、部会ごとに御審議をよろしく願いいたします。 ほかに、全体を通して御質問はございますでしょうか。 特に御質問がないようですので、本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様には円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しします。
司会 (石井副課長)	増田会長、委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。以上をもちまして、香川県環境審議会を終了いたします。 本日は大変ありがとうございました。